

**【重点分野－3】STOP！長時間労働～あなたの働き方は大丈夫？～
連合本部 LINE 労働相談集計結果報告**

連合本部では12月12～13日限定で「STOP！長時間労働～あなたの働き方は大丈夫？～」をテーマに、無料通信アプリ「LINE」による労働相談を実施した。

この取り組みは、相談者の問題解決に向けた対応とあわせ、労働相談を通じて組合結成や処遇改善の取り組み等の対応を行うとともに、寄せられた相談をもとに政策・制度への反映をはかることを目的とし、2018年11月の初回開催から数えて、今回で8回目の実施となった。なお、同時期（12月12～13日）に実施した「連合全国一斉集中労働相談ホットライン」の全地方連合会の集計結果については、別途報告を行う。

記

I. 日 時：2019年12月12日（木）～13日（金） 10～15時（両日）

II. 場 所：連合本部6階 フェアワーク推進センター

III. 相談対応

1. 対応相談員：7名（連合本部スタッフ5名、中央アドバイザー2名）
2. 相談体制：無料通信アプリ「LINE」（期間限定）

IV. 相談件数：70件（1日目：41件、2日目：29件）

V. 相談概況：

＜事前のPRについて＞

無料通信アプリ「LINE」による労働相談の実施にあたり、連合ホームページ、Facebook、Twitterや、リスティング広告、全国一斉労働相談のチラシ器材など、各種広報媒体を活用し、事前にLINE@へお友だち登録を呼びかけた。

＜属性＞

年代別では、20代～40代の相談者が約6割、性別では女性が約6割、雇用形態別では正社員が約7割を占めた。

＜主な内容＞

今回、長時間労働をテーマに実施した結果、寄せられた相談では、長時間労働を含む「労働時間関係」が最も多く、相談対応件数の約28.6%となった。次いで「賃金関係」が約16.3%、「労働契約関係」「雇用関係」「差別等」がそれぞれ約12.2%であった（主な相談内容は別紙のとおり）。また、退職届の画像を添付した相談、海外（タイ）からの相談などSNSの特性が活かされた相談があった。（主な相談内容は別紙のとおり）

以 上

■□■□■ 寄せられた主な相談内容 ■□■□■

■労働時間関係

- 個人病院で医療事務員として勤務して、変形労働時間制にて週 40 時間働いている。
公休は日曜日だけと求人票に書いてあったが、年末年始・ゴールデンウィーク・お盆休みなど、院長が休みにする休診日は全て有休消化にされる。これは違法ではないか。(属性等不明)
- 美容師のアシスタントをしている。就業時間は 10 時～20 時までだが、客都合での 10 時以前の勤務でも、23 時までかかる講習や会議でも一切残業代はでない。体調を崩し、有給休暇を取得した際には「病院へは定休日に行くように」と多くの同僚から指摘された。休憩時間も十分取れず、食事すらままならない。このようなことは仕方ないのか。(20 代女性、正社員、サービス業、山梨県)
- クリーニング店でパートとして 7 年目。月～土は 9 時から 19 時、水曜日のみ 9 時～14 時まで勤務している。入社してから一度も有休を取ったことがなく、2 年目に店長へ申し出たところ「ない」と言われ、昨年再度確認すると「1 人が取ったらみんなに取らせなくてはいけない。お店が回らなくなるから無理」と言われた。どのように改善を求めたらよいか。(女性、パート・タイマー、サービス業)

■その他

- 非営利団体で職員をしている。就業規則上、残業時には割増賃金や休日出勤時に対する手当等が設定されているが、3 年近く働いて一度も支払われたことがない。何とかならないか。(男性、正社員)
- 派遣社員として働いている。来年の 2 月で 3 年の派遣期間満了だが、派遣先の経営悪化により年内で契約終了となった。自分のほかにも 10 人ほどが契約終了になっている。派遣元からは、残りの契約期間について、何も言及がない。何とかならないか。(女性、派遣社員)
- 父親から娘についての相談：上司によるパワハラが原因で娘が心療内科に通院中。上司や社長は「気のせいではないか」という対応をしているという。パワハラを認めさせることはできないか。(60 代男性、自営業、タイ)
- 会社都合で退職勧奨を受けている。会社都合で辞める場合の退職届の書き方を確認してほしい。※退職届の画像を添付 (30 代女性、正社員、情報通信業、神奈川県)

以上